

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月26日

【四半期会計期間】 第1期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）

【会社名】 株式会社三十三フィナンシャルグループ

【英訳名】 San ju San Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡 辺 三 憲

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地  
（上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記にて行っております。）  
三重県四日市市西新地7番8号

【電話番号】 (059) 357-3355（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 川 瀬 和 也

【最寄りの連絡場所】 三重県四日市市西新地7番8号  
株式会社三十三フィナンシャルグループ 経営企画部

【電話番号】 (059) 357-3355（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 川 瀬 和 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等を掲げております。

##### (1) 当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等

		2018年度 中間連結 会計期間
		(自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)
連結経常収益	百万円	34,156
連結経常利益	百万円	4,985
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	49,916
連結中間包括利益	百万円	54,338
連結純資産額	百万円	247,012
連結総資産額	百万円	4,041,031
1株当たり純資産額	円	8,133.78
1株当たり中間純利益	円	1,902.10
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	1,181.96
自己資本比率	%	5.98
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,100
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,943
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,956
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	256,442
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,854 [999]

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 当社は、2018年4月2日設立のため、2017年度以前の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 自己資本比率は、（中間期末純資産の部合計 - 中間期末非支配株主持分）を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。

## (2) 当社の当中間会計期間に係る主要な経営指標等

回次		第1期中
決算年月		2018年9月
営業収益	百万円	1,580
経常利益	百万円	1,145
中間純利益	百万円	1,131
資本金	百万円	10,000
発行済株式総数		
普通株式	千株	26,167
第一種優先株式		4,200
純資産額	百万円	159,693
総資産額	百万円	167,182
1株当たり配当額		
普通株式	円	36.00
第一種優先株式		40.5715
自己資本比率	%	95.52
従業員数		2
[外、平均臨時従業員数]	人	[ - ]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 当社は、2018年4月2日設立のため、2018年3月期以前の主要な経営指標等の推移については記載していません。

3 自己資本比率は、中間期末純資産の部合計を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社13社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

### 〔銀行業〕

株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行の本支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・保険の窓口販売業務等を行っております。当社グループの中核業務として、お客さまの多様化・高度化するニーズにお応えすべく、商品・サービスの拡充に努めております。

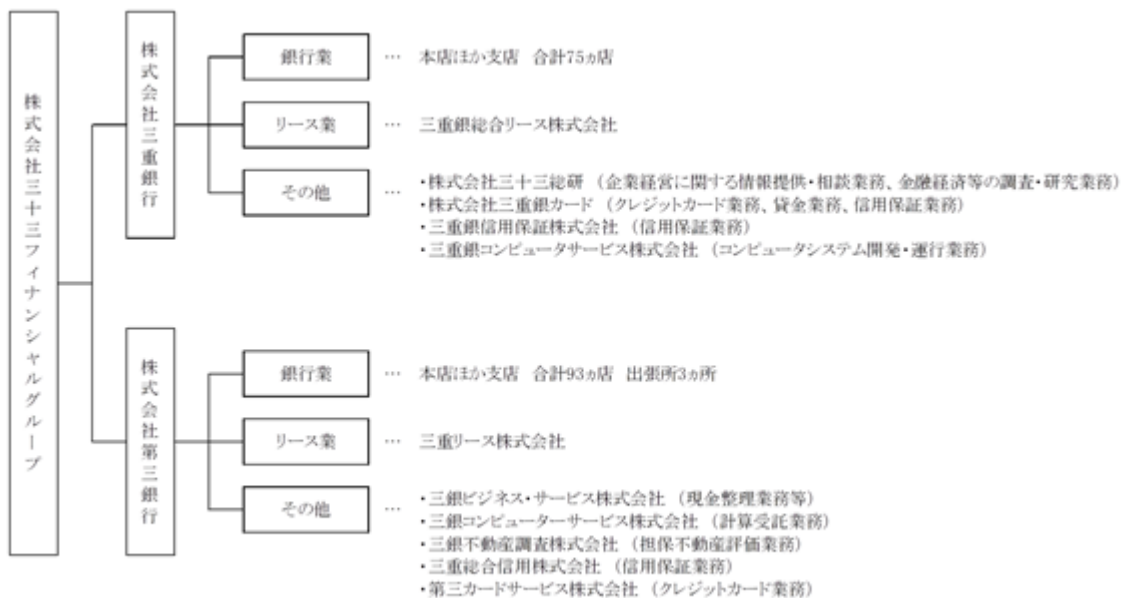
### 〔リース業〕

三重銀総合リース株式会社及び三重リース株式会社においてリース業務を行っております。

### 〔その他〕

その他の連結子会社9社においては、クレジットカード業務、保証業務等の金融サービスに係る業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



なお、当第2四半期連結会計期間末日現在における当社の関係会社の状況は、以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
株式会社三重銀行	三重県 四日市市	15,295	銀行業	100.00	5 (3)	-	経営管理 預金取引	当社が建物の 一部を賃借	-
株式会社第三銀行	三重県 松阪市	37,461	銀行業	100.00	5 (4)	-	経営管理 預金取引	当社が建物の 一部を賃借	-
三重銀総合リース 株式会社	三重県 四日市市	90	リース業	90.00 (90.00)	0 (0)	-	-	-	-
株式会社三重銀カード	三重県 四日市市	90	その他 (クレジットカード業 務)	95.00 (95.00)	1 (0)	-	-	-	-
三重銀信用保証株式会社	三重県 四日市市	480	その他 (信用保証業務)	100.00 (100.00)	1 (0)	-	-	-	-
三重銀コンピュータ サービス株式会社	三重県 四日市市	30	その他 (コンピュータシステム 開発・運行業務)	100.00 (100.00)	2 (1)	-	-	-	-
株式会社三十三総研	三重県 四日市市	50	その他 (経営相談業務、金融経 済等の調査・研究業務)	90.00 (90.00)	1 (0)	-	-	-	-
三銀ビジネス・サービス 株式会社	三重県 松阪市	30	その他 (現金整理業務)	100.00	3 (0)	-	-	-	-
三銀コンピューター サービス株式会社	三重県 松阪市	20	その他 (コンピュータによる計 算受託業務)	100.00	2 (0)	-	-	-	-
三銀不動産調査株式会社	三重県 松阪市	20	その他 (担保不動産評価業務)	100.00	3 (0)	-	-	-	-
三重総合信用株式会社	三重県 松阪市	40	その他 (信用保証業務)	28.75 (28.75) [43.75]	1 (0)	-	-	-	-
第三カードサービス 株式会社	三重県 松阪市	60	その他 (クレジットカード業 務)	76.25 (76.25) [23.75]	2 (0)	-	-	-	-
三重リース株式会社	三重県 松阪市	80	リース業	56.87 (56.87) [19.00]	3 (0)	-	-	-	-

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社及び有価証券報告書を提出している会社は株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行であります。なお、株式会社三重銀行は2018年7月に、株式会社第三銀行は2018年8月に金融商品取引法施行令第4条第2項の規定により有価証券報告書の提出を要しない旨の承認を受けたため、2018年9月中間期の半期報告書は提出しておりません。

3 「議決権の所有割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社は、2018年4月2日、株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の共同株式移転により設立されました。

当社グループは、三重県、愛知県及び近接地域をカバーする店舗・お客さまネットワークを活かして、三重県、愛知県及び近接地域における経済活性化の実現に向けて地域との信頼関係を更に強化し、お客さまから愛され、お客さま、地域とともに成長する金融グループを目指し、統合の相乗効果を最大限発揮すべく努力しております。

しかしながら、当初期待した統合の相乗効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。統合の相乗効果の十分な発揮を妨げる主な要因として以下のものが考えられますが、これらに限定されるものではありません。

サービス・商品開発の遅れ、お客さまとの関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合の相乗効果が実現できない可能性。

当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システム、営業拠点並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性。

当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続その他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性。

#### (2) 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であるため、その収入の大部分を傘下の銀行子会社から受領する配当金等に依存しております。一定の状況下で、銀行法及び会社法その他法令上の規制又は契約上の制限等により、その金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合、当社株主へ配当を支払えなくなる可能性があります。

#### (3) 信用リスク

##### 不良債権の増加

当社グループは、厳正な審査体制に加えて、不良債権のオフバランス化、貸倒引当金の計上をはじめ、不良債権に対する処置や対応を進めております。しかしながら、国内外の景気動向、不動産価格及び株価の変動、取引先の経営状況の変動等によっては、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 貸倒引当金の積み増し

当社グループは、取引先の財務状況、担保等による債権保全及び経済全体に関する前提・見積もりに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提・見積もりを上回り、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、経済、景気全般の悪化により設定した前提・見積もりを変更せざるを得なくなり、あるいは担保価値の下落その他の予想し得ない理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 権利行使の困難性

当社グループは、不動産市場や有価証券市場における流動性の欠如や価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券の換金、または取引先の保有する資産に対して強制執行することが事実上困難となる可能性があります。この場合、与信関係費用等が増加するとともに不良債権処理が進まず、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市場リスク

金利変動リスク

当社グループは、銀行業を主たる業務としており、資金運用手段である貸出金の金利や債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利等は、市場金利の動向の影響を受けております。資金運用と資金調達に金額または期間等のミスマッチが存在しているなかで予期せぬ金利変動が発生した場合には、資金の調達金利の上昇が運用利回りの上昇を上回るなど利鞘が縮小し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

価格変動リスク

当社グループは、国債をはじめとした債券や市場性のある株式等の有価証券を保有しております。これらの有価証券の価格下落により、評価損や売却損が発生する場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスク

当社グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで保有しております。外貨建て資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合、為替相場の不利な変動によって、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 流動性リスク

当社グループは、適切な流動性管理に努めておりますが、経済環境の変化や金融市場全般または当社グループの信用状況の悪化等により、必要な資金が確保できなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) オペレーショナルリスク

事務リスク

当社グループは、預金、融資、為替等の各種銀行取引に際し、事務手順を定めた事務規定を整備しておりますが、職員が正確な事務を怠ったり、事故や不正を起こしたりすることにより、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

当社グループは、銀行業務を行うために、複数のコンピュータシステムを稼働させております。こうしたコンピュータシステムの停止または誤作動等の障害や、コンピュータが不正に使用されることにより、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法務リスク

当社グループは、業務を遂行する上で、銀行法、金融商品取引法、会社法等の規制を受けるほか、各種取引上の契約を締結しております。当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成、コンプライアンスの着実な実践を図るため法務リスク管理を行っておりますが、違反行為等により法令等や契約内容を遵守できなかった場合に、罰則費用や損害賠償等に伴う損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人的リスク

当社グループは、適切な労務管理や安全衛生管理に努めておりますが、人事処遇や労働時間管理等の人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等に関連する重大な訴訟等が発生した場合、社会的信用の失墜等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

有形資産リスク

当社グループは、事業活動を行う上で、土地、建物、車両等の有形資産を所有ないし賃借しております。これら有形資産が自然災害、犯罪行為、資産管理上の瑕疵等の結果、毀損、焼失あるいは劣化することにより業務の運営に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 風評リスク

当社グループは、経営情報を積極的に開示しておりますが、取引先、投資家、報道機関、インターネット等を通じて、当社グループに対する悪評、信用不安につながる噂等が広まった場合、その内容の正確性に拘らず、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 自己資本比率に関するリスク

当社グループは、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第20号）に定められた国内基準である4%以上に維持する必要があります。また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第19号）に定められた国内基準である4%以上に維持する必要があります。

当社グループの自己資本比率（国内基準）は十分な水準を維持しておりますが、要求される水準を下回った場合、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当社グループの自己資本比率に影響を与える主な要因として以下のものがあります。

- 債務者の信用力悪化及び不良債権処理の増加に伴う与信関係費用の増加
- 保有有価証券の時価の下落に伴う減損処理の増加
- 貸出金等リスクアセットポートフォリオの変動
- 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- その他の不利益な展開

#### (8) その他のリスク

##### 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、三重県、愛知県及び近接地域を主たる営業地盤としております。地域経済が低迷あるいは悪化した場合、業容の拡大が図れないほか、取引先の業況悪化等により信用リスクが増加し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 競争に伴うリスク

近年日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い他業種、他業態を交えた競争が激化してきております。当社グループがこうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 規制変更のリスク

当社グループは、現時点における様々な法令諸規制に従って、業務を遂行しております。将来におけるこれら法令諸規制の変更、並びにそれらに伴って発生する事態が、当社グループの業務運営及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 情報漏洩等のリスク

当社グループは、多くのお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報の漏洩、紛失、不正使用等がないよう最大限の努力を払っておりますが、万が一何らかの事由により情報の漏洩等が発生した場合、損害賠償や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 金融犯罪に関するリスク

当社グループは、キャッシュカードの偽造、盗難をはじめとする金融機関を狙った犯罪が多発している状況を踏まえ、金融犯罪による被害発生を未然に防止するため、セキュリティ強化に努めております。しかしながら、金融犯罪の高度化等から、その対策費用や被害に遭われたお客さまへの補償等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。



#### 外的要因に関するリスク

地震や台風等の自然災害、新型インフルエンザ等深刻な感染症、テロ、サイバー攻撃、大規模なシステム障害、停電等の外的要因により、当社グループの本部、店舗等各種拠点に障害が発生し、当社グループにおける業務の全部又は一部の継続に支障をきたす場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 繰延税金資産に関するリスク

当社グループは、現時点の会計基準に基づき、様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積もって繰延税金資産を計上しております。しかしながら、実際の課税所得が想定と異なることや、予測・仮定の前提条件が変わることにより、繰延税金資産の一部または全部を回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 退職給付債務に関するリスク

当社グループは、従業員の退職給付費用及び債務について、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理計算上の前提・仮定に基づいて算出しております。しかしながら、年金資産の時価下落や運用利回りの低下、算出前提・仮定の変更、年金制度の変更に伴う未認識の過去勤務費用の発生、金利環境の変動その他の要因による退職給付債務の未積立額及び年間積立額の増加等があった場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、保有する固定資産について「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 公的資金に関するリスク

株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の共同株式移転による経営統合により、株式会社第三銀行が「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき発行しているA種優先株式に対して、当社が発行する第一種優先株式を割当交付しております。これに伴い、当社は、金融庁に「経営強化計画」を提出しておりますが、特定の目標値に対する実績が一定水準に達していない場合等には、金融庁から業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

また、公的資金である第一種優先株式が普通株式に転換された場合、当社の発行済み普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じる可能性があります。

## 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は2018年4月2日に設立されましたので、前第2四半期連結累計期間との対比について記載しておりません。

### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（2018年4月～9月）におけるわが国の経済を振り返りますと、大型台風や北海道地震など、自然災害がレジャー消費などの下押し要因となったものの、雇用・所得環境の一段の改善を受けて、個人消費は持ち直しの動きが続きました。また、輸出は、トランプ米政権の強硬な通商政策に端を発する貿易摩擦が不安材料としてみられるものの、世界経済が米国を中心に底堅く推移するなか、緩やかに増加しました。企業活動については、相次ぐ自然災害を受けて生産が足踏み状態となったものの、設備投資は企業業績が過去最高を記録するなか、東京五輪対応、人手不足に伴う合理化・省力化に向けた投資もみられ、堅調に推移しました。総じてみると、景気は緩やかに回復している状況となりました。

当社グループの主な営業地盤であります三重県においては、全国平均を上回る勢いで雇用情勢が改善し、賃金が着実に増加するなか、個人消費は堅調に推移しました。また、企業の生産活動は、半導体大手の最先端メモリ量産に向けた新製造棟の稼働もあり、主要産業である電子部品デバイスの増勢が加速しました。設備投資についても、将来の交通インフラ整備を見越した新工場の建設に加え、合理化・省力化投資の動きもみられ、景気は緩やかに回復しました。

このような経営環境の下、当社の連結ベースの業績は次のようになりました。

財政状態につきましては、総資産は4兆410億円となりました。また純資産は2,470億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金（譲渡性預金を含む）は3兆5,732億円、貸出金は2兆6,746億円、有価証券は1兆68億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は341億56百万円、経常費用は291億71百万円となりました。この結果、経常利益は49億85百万円となりました。また、企業結合による負ののれん発生益463億61百万円を特別利益に計上したこと等により、親会社株主に帰属する中間純利益は499億16百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益は291億37百万円、セグメント利益（経常利益）は63億98百万円となりました。また、「リース業」の経常収益は65億92百万円、セグメント利益（経常利益）は1億56百万円、「その他」の経常収益は33億48百万円、セグメント利益（経常利益）は14億8百万円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門の資金運用収支が168億68百万円となり、全体で177億57百万円となりました。

また、全体の役務取引等収支は50億56百万円となり、全体のその他業務収支は5億36百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	16,868	888	-	17,757
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	17,623	971	53	18,540
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	755	82	53	783
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	5,036	19	-	5,056
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	6,975	35	-	7,010
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	1,938	15	-	1,954
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	449	86	-	536
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	477	86	-	564
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	28	-	-	28

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建諸取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間-百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

3 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は69億75百万円、国際業務部門は35百万円となりました。この結果、全体では70億10百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、全体では19億54百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	6,975	35	7,010
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	1,919	-	1,919
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	1,157	33	1,191
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	862	-	862
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	130	-	130
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	2,243	-	2,243
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	661	1	662
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	1,938	15	1,954
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	233	11	245

(注) 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建諸取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	3,482,968	11,291	3,494,260
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	1,760,347	-	1,760,347
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	1,702,686	-	1,702,686
うちその他	前第2四半期連結会計期間	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	19,933	11,291	31,225
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	79,002	-	79,002
総合計	前第2四半期連結会計期間	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	3,561,970	11,291	3,573,262

（注）1 国内業務部門は円建諸取引、国際業務部門は外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

## 貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	-	-	2,674,659	100.00
製造業	-	-	270,938	10.13
農業，林業	-	-	5,625	0.21
漁業	-	-	1,710	0.06
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	2,739	0.10
建設業	-	-	118,924	4.45
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	74,160	2.77
情報通信業	-	-	13,494	0.50
運輸業，郵便業	-	-	97,698	3.65
卸売業，小売業	-	-	207,449	7.76
金融業，保険業	-	-	191,368	7.16
不動産業，物品賃貸業	-	-	553,601	20.70
各種サービス業	-	-	239,684	8.96
地方公共団体	-	-	102,030	3.82
その他	-	-	795,233	29.73
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	-	2,674,659	-

（注） 「国内」とは、当社及び連結子会社であります。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、企業結合による負ののれん発生益等により、151億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が売却・償還による収入を上回ったこと等により、29億43百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払による支出等により、19億56百万円となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、2,564億42百万円となりました。

## (3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」を経営理念に掲げ、2018年4月から2021年3月までの3年間を計画期間とし、「質の高い地域ナンバー1金融グループ」をビジョンとする第1次中期経営計画をスタートさせました。

本計画では、「統合効果を早期実現・最大限発揮しつつ、強固な経営基盤を構築することで質の高い地域金融グループを目指す期間」として位置づけ、「リレーションの構築」「ソリューションの提供」「効率化と最適化」「強固な経営基盤の構築」の4つの基本方針のもと、地域とともに成長し続ける金融グループを目指してまいります。

第1次中期経営計画のもとで、お客さまとのリレーションを構築し、最適なソリューションを提供するビジネスモデルを実現し、お客さま、地域経済の成長に貢献するため、以下の経営指標の達成に向けて諸施策に取り組んでまいります。

<地域経済活性化に向けた取組み>	2018年4月～2021年3月 (3年累計)
地元事業性貸出先数	+1,100先
創業ファイナンス支援先数	1,120先
ビジネスマッチング対応件数	4,200件
事業承継支援件数	1,200件

<財務目標>	2021年3月期(2行合算)
当期純利益	85億円

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、2018年4月2日に株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の経営統合に伴い、両行の共同持株会社として設立されました。

人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、FinTech等の台頭、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきております。

こうした環境変化の中、地域銀行を中核とする金融グループとしてお客さま、地域の発展・成長に向けて持続的に貢献していくため、将来を見据えた新たなビジネスモデルと強固な経営基盤を確立することで、お客さま、地域の皆さまに貢献してまいります。

お客さまとの圧倒的なリレーションを構築し、お客さまの経営課題やニーズに対して多様なソリューションを提供することで、地域社会、地域経済、そして当社がともに成長する好循環を実現し、ビジョンとして掲げる「質の高い地域ナンバー1金融グループ」を目指してまいります。

## (5) 従業員数

当社は、2018年4月2日に株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の共同株式移転による両行の完全親会社として設立されました。当第2四半期連結会計期間末における当社グループの従業員は以下のとおりであります。

## 連結会社における従業員数

2018年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	2,656 [920]	43 [8]	155 [71]	2,854 [999]

- (注) 1 従業員数は、執行役員34人を含み、嘱託及び臨時従業員997人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に第2四半期連結累計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円,%)

	2018年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.81
2. 連結における自己資本の額	2,117
3. リスク・アセットの額	24,018
4. 連結総所要自己資本額	960



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社三重銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2017年9月30日	2018年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	50	46
危険債権	121	108
要管理債権	9	10
正常債権	13,869	13,912

(注) 未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

株式会社第三銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2017年9月30日	2018年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45	49
危険債権	177	222
要管理債権	8	9
正常債権	12,603	12,917

(注) 1 未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

2 部分直接償却後の金額を記載しております。

2017年9月末には部分直接償却107億円を、2018年9月末には部分直接償却78億円をそれぞれ実施しております。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
第一種優先株式	70,000,000
計	70,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,167,585	同左	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
第一種優先株式 (注)1	4,200,000	同左	非上場	(注)2,3,4
計	30,367,585	同左	-	-

(注) 1 第一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

##### 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第一種優先株式の特質につきましては、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で第一種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当社の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に取決めはありません。

##### 3 第一種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

##### 4 単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、第一種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

###### (1) 第一種優先配当金

当社は、定款第45条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)または第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下「第一種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「第一種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

###### (2) 第一種優先配当率

第一種優先配当率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.00%

なお、各事業年度に係る第一種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第一種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、ICE Benchmark Administration Limitedによって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、第一種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) 第一種優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(7) 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)第一種優先株式の発行時に株式会社第三銀行が発行するA種優先株式の株主が同銀行株主総会において全ての事項について議決権を行使することができるときはその発行時より、(ii)定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、(iii)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第一種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

当社設立の日より2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

当初取得価額

当初取得価額は、当社設立の日の時価とする。当社設立の日の時価とは、2018年3月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社第三銀行の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額を0.7で除した金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

1,005円を0.7で除した金額（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

- イ. 第一種優先株式の発行後、次の(i)ないし( )のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記八. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二. に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八. (iv)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもし

くは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- ( ) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ．上記イ．(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ．(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基

準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ・およびロ・に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ・(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ・(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ・(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv)取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ・(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ・(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ・(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ・上記イ・(iii)ないし(v)および上記ハ・(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ・上記イ・(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ・(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ・上記イ・(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ・(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト・取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

#### (9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

#### (10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日	-	30,367	-	10,000	-	2,500

(注) 発行済株式総数残高のうち、4,200千株は第一種優先株式であります。

## (5) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	4,200	13.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,824	6.00
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9番15号	1,062	3.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	811	2.67
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	776	2.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	634	2.08
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	571	1.88
三重銀行従業員持株会	三重県四日市市西新地7番8号	448	1.47
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	445	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	440	1.44
計	-	11,215	36.93

(注) 1 発行済株式の総数には株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式125千株を含めております。

2 2018年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社、みずほインターナショナル(Mizuho International plc)が2018年4月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	445	1.34
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	1,572	4.73
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	422	1.27
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	0	0.00
計	-	2,440	7.35

(注) みずほ証券株式会社、みずほインターナショナル(Mizuho International plc)の保有株券等の数には、新株予約権付社債券の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。



所有議決権数別

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,247	7.09
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9番15号	10,626	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,118	3.15
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,765	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,343	2.46
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	5,714	2.22
三重銀行従業員持株会	三重県四日市市西新地7番8号	4,482	1.74
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	4,458	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,401	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	3,498	1.36
計	-	73,652	28.63

(注) 「所有株式数別」に記載している株式会社整理回収機構所有の第一種優先株式は、議決権を有しておりません。

なお、第一種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、第一種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

第一種優先株式

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	4,200	-
計	-	4,200	-

(6) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 4,200,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,719,300	257,193	同上
単元未満株式	普通株式 443,185	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	30,367,585	-	-
総株主の議決権	-	257,193	-

- (注) 1 第一種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。  
2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式125,000株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に係る議決権の数1,250個が含まれております。  
3 上記の「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が70株及び当社所有の自己株式が8株含まれております。

【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	三重県松阪市京町510番地	5,100	-	5,100	0.01
計	-	5,100	-	5,100	0.01

- (注) 株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式125,000株は上記自己株式等を含めておりません。

## 2【役員 の 状況】

本四半期報告書提出日現在における役員 の 状況は、以下のとおりであります。

男性12名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)		岩間 弘	1954年9月13日生	1977年4月 株式会社第三銀行入行 1998年1月 同行石薬師支店長 2000年6月 同行亀山支店長 2003年6月 同行総合企画部長 2004年6月 同行執行役員総合企画部長 2007年6月 同行取締役兼執行役員総合企画部長 2010年6月 同行常務取締役兼執行役員 2012年6月 同行取締役頭取兼執行役員 2018年4月 当社代表取締役会長(現職) 2018年6月 株式会社第三銀行取締役頭取(現職)	(注)2	普通株式 9,150
取締役社長 (代表取締役)		渡辺 三憲	1954年11月29日生	1978年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2004年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 2008年4月 同行常務執行役員 2011年4月 同行取締役兼専務執行役員 2013年5月 株式会社三重銀行顧問 2013年6月 同行副頭取執行役員 2013年6月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員 2015年4月 同行取締役頭取(現職) 2018年4月 当社代表取締役社長(現職)	(注)2	普通株式 10,300
取締役		谷川 憲三	1942年12月13日生	1965年4月 大蔵省入省 1984年6月 国際金融局企画課長 1985年6月 近畿財務局総務部長 1989年7月 青森県副知事 1992年6月 関東財務局長 1993年7月 公営企業金融公庫理事 1997年3月 株式会社第三銀行顧問 1997年6月 同行専務取締役 2000年6月 同行取締役副頭取 2001年6月 同行取締役頭取 2008年6月 同行取締役会長 2012年5月 同行取締役会長兼頭取 2012年6月 同行取締役会長(現職) 2018年4月 当社取締役(現職)	(注)2	普通株式 9,300
取締役		種橋 潤治	1950年7月22日生	1973年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2002年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 2004年1月 同行常務執行役員 2004年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員 2005年6月 同社取締役 2006年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 2008年5月 株式会社三重銀行顧問 2008年6月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員 2009年4月 同行取締役頭取 2015年4月 同行取締役会長(現職) 2018年4月 当社取締役(現職)	(注)2	普通株式 23,100
取締役		井口 篤	1955年11月8日生	1978年4月 株式会社第三銀行入行 2005年6月 同行リスク管理部長 2008年6月 同行営業本部営業企画部長 2009年6月 同行執行役員営業本部営業企画部長 2010年6月 同行執行役員総合企画部長 2012年6月 同行取締役兼執行役員総合企画部長 2013年6月 同行常務取締役兼執行役員 2018年4月 当社取締役兼執行役員(現職) 2018年6月 株式会社第三銀行取締役兼専務執行役員(現職)	(注)2	普通株式 6,040

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山本 隆司	1957年3月27日生	1979年4月 株式会社三重銀行入行 2003年11月 同行総務部長 2007年4月 同行執行役員総務部長 2009年4月 同行執行役員人事部長 2010年4月 同行常務執行役員人事部長 2012年6月 同行取締役兼常務執行役員人事部長 2013年4月 同行取締役兼常務執行役員 2014年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 2015年6月 同行取締役兼常務執行役員 2016年4月 同行取締役兼専務執行役員(現職) 2018年4月 当社取締役兼執行役員(現職)	(注)2	普通株式 5,300
取締役		藤田 隆弘	1957年9月14日生	1980年4月 株式会社第三銀行入行 1998年1月 同行戸田支店長 2001年10月 同行平田駅前支店長 2007年6月 同行営業本部営業企画部長 2010年6月 同行執行役員システム企画部長 2012年6月 同行取締役兼執行役員システム企画部長 2014年6月 同行取締役兼執行役員事務統括部長 2015年6月 同行常務取締役兼執行役員融資本部長 2018年4月 当社取締役兼執行役員(現職) 2018年6月 株式会社第三銀行取締役兼常務執行役員 融資本部長(現職)	(注)2	普通株式 6,110
取締役		堀内 浩樹	1963年11月14日生	1986年4月 株式会社三重銀行入行 2011年4月 同行市場金融部長 2013年11月 同行総合企画部長 2014年4月 同行執行役員総合企画部長 2017年4月 同行常務執行役員総合企画部長(現職) 2018年4月 当社取締役兼執行役員(現職)	(注)2	普通株式 2,100
取締役 (監査等委員)		坂本 康隆	1959年4月23日生	1982年4月 株式会社第三銀行入行 2001年10月 同行千里支店長 2009年8月 同行桑名支店長 2013年6月 同行執行役員経営戦略プロジェクトリーダー 2014年8月 同行執行役員営業本部副本部長 2015年6月 同行取締役兼執行役員事務統括部長 2016年6月 同行取締役監査部長 2018年4月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 3,840
取締役 (監査等委員)		藤原 信義	1945年1月22日生	1968年4月 富士製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 入社 1997年6月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 取締役 2001年4月 同社常務取締役 2005年4月 同社代表取締役副社長 2007年6月 山陽特殊製鋼株式会社代表取締役社長 2012年6月 株式会社三重銀行社外取締役 2012年6月 山陽特殊製鋼株式会社取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2018年4月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 1,600
取締役 (監査等委員)		野呂 昭彦	1946年8月28日生	1983年12月 衆議院議員(1996年9月まで、連続4期) 1990年2月 厚生政務次官 2000年5月 松阪市長(2003年2月退任) 2003年4月 三重県知事(2011年4月退任) 2017年6月 株式会社第三銀行社外取締役(監査等委員) 2018年4月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 70
取締役 (監査等委員)		古川 典明	1954年10月1日生	1984年4月 公認会計士登録(現職) 1984年9月 税理士登録(現職) 1985年10月 古川典明公認会計士事務所創設(現職) 1986年10月 株式会社古川経営総合研究所 (現 株式会社ミッドランド経営) 代表取締役(現職) 2012年6月 株式会社三重銀行社外監査役 2012年9月 ミッドランド税理士法人代表社員(現職) 2018年4月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)3	普通株式 800
合計						普通株式 77,710

- (注) 1 取締役(監査等委員)藤原信義、野呂昭彦、古川典明は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、当社の設立日である2018年4月2日から、2019年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 取締役(監査等委員)の任期は、当社の設立日である2018年4月2日から、2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
委員長 坂本康隆、委員 藤原信義、委員 野呂昭彦、委員 古川典明
- 5 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役を兼務する執行役員は除く)は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
執行役員業務統括部長 (現 三重銀行 取締役兼専務執行役員)	片岡 新二
執行役員人事総務部長 (現 第三銀行 上席執行役員人事総務部長)	達中 敏治
執行役員リスク統括部長兼コンプライアンス統括部長 (現 三重銀行 取締役兼常務執行役員)	東海 悟
執行役員経営企画部長 (現 第三銀行 取締役兼上席執行役員総合企画部長)	川瀬 和也

## 第4【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
4. 当社は、2018年4月2日設立のため、中間連結財務諸表については前連結会計年度及び前中間連結会計期間、中間財務諸表については前事業年度及び前中間会計期間に係る記載はしていません。
5. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2018年4月2日 至2018年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (2018年9月30日)	
<b>資産の部</b>	
現金預け金	262,254
コールローン及び買入手形	3,045
買入金銭債権	97
商品有価証券	1,289
金銭の信託	2,447
有価証券	1, 8, 12 1,006,816
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,674,659
外国為替	6 7,020
リース債権及びリース投資資産	24,250
その他資産	8 34,451
有形固定資産	10 26,704
無形固定資産	5,378
退職給付に係る資産	4,468
繰延税金資産	375
支払承諾見返	9,128
貸倒引当金	21,356
資産の部合計	4,041,031
<b>負債の部</b>	
預金	8 3,494,260
譲渡性預金	79,002
債券貸借取引受入担保金	8 29,748
借入金	8 127,158
外国為替	22
新株予約権付社債	11 6,989
その他負債	26,777
賞与引当金	1,312
退職給付に係る負債	1,441
役員退職慰労引当金	115
株式給付引当金	16
睡眠預金払戻損失引当金	461
偶発損失引当金	901
繰延税金負債	16,682
支払承諾	9,128
負債の部合計	3,794,018
<b>純資産の部</b>	
資本金	10,000
資本剰余金	76,792
利益剰余金	124,117
自己株式	301
株主資本合計	210,608
その他有価証券評価差額金	30,754
繰延ヘッジ損益	213
退職給付に係る調整累計額	803
その他の包括利益累計額合計	31,344
非支配株主持分	5,059
純資産の部合計	247,012
負債及び純資産の部合計	4,041,031

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
経常収益	34,156
資金運用収益	18,540
(うち貸出金利息)	14,465
(うち有価証券利息配当金)	3,976
役務取引等収益	7,010
その他業務収益	564
その他経常収益	1,804
経常費用	29,171
資金調達費用	784
(うち預金利息)	530
役務取引等費用	1,954
その他業務費用	28
営業経費	2,19,542
その他経常費用	3,6,862
経常利益	4,985
特別利益	46,369
固定資産処分益	8
負ののれん発生益	46,361
特別損失	27
固定資産処分損	9
減損損失	18
税金等調整前中間純利益	51,327
法人税、住民税及び事業税	1,696
法人税等調整額	329
法人税等合計	1,367
中間純利益	49,960
非支配株主に帰属する中間純利益	44
親会社株主に帰属する中間純利益	49,916



## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
中間純利益	49,960
その他の包括利益	4,377
その他有価証券評価差額金	4,279
繰延ヘッジ損益	115
退職給付に係る調整額	17
中間包括利益	54,338
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	54,328
非支配株主に係る中間包括利益	9

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,295	11,256	75,884	-	102,437
当中間期変動額					
株式移転による変動	5,295	65,536			60,240
剰余金の配当			1,683		1,683
親会社株主に帰属する 中間純利益			49,916		49,916
自己株式の取得				301	301
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	5,295	65,535	48,232	301	108,171
当中間期末残高	10,000	76,792	124,117	301	210,608

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	26,440	329	820	26,932	351	129,720
当中間期変動額						
株式移転による変動						60,240
剰余金の配当						1,683
親会社株主に帰属する 中間純利益						49,916
自己株式の取得						301
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	4,314	115	17	4,412	4,707	9,120
当中間期変動額合計	4,314	115	17	4,412	4,707	117,292
当中間期末残高	30,754	213	803	31,344	5,059	247,012

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純利益	51,327
減価償却費	1,623
減損損失	18
負ののれん発生益	46,361
貸倒引当金の増減( )	506
賞与引当金の増減額( は減少)	42
役員賞与引当金の増減額( は減少)	8
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	98
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	364
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	6
株式給付引当金の増減額( は減少)	16
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	10
偶発損失引当金の増減( )	9
資金運用収益	18,540
資金調達費用	784
有価証券関係損益( )	934
金銭の信託の運用損益( は運用益)	0
為替差損益( は益)	2
固定資産処分損益( は益)	0
貸出金の純増( )減	30,258
預金の純増減( )	16,820
譲渡性預金の純増減( )	12,200
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	6,584
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	143
コールローン等の純増( )減	1,397
商品有価証券の純増( )減	6
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	9,695
外国為替(資産)の純増( )減	372
外国為替(負債)の純増減( )	83
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	1,898
資金運用による収入	20,983
資金調達による支出	1,046
その他	568
小計	14,079
法人税等の支払額	1,021
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>15,100</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	102,119
有価証券の売却による収入	18,582
有価証券の償還による収入	81,887
有形固定資産の取得による支出	732
無形固定資産の取得による支出	593
有形固定資産の売却による収入	37
その他	6
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,943</b>

(単位：百万円)

当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	1,683
非支配株主への配当金の支払額	7
自己株式の取得による支出	266
自己株式の売却による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,956
現金及び現金同等物に係る換算差額	2
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	19,998
現金及び現金同等物の期首残高	127,877
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	148,563
現金及び現金同等物の中間期末残高	256,442

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 13社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

当社の設立に伴い、株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行が完全子会社となったことから、両行及びその連結子会社について、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 2社

さんざん農業法人投資事業有限責任組合

さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

さんざん農業法人投資事業有限責任組合

さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、但し時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：3年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当社グループ内銀行の取締役等への当社普通株式の給付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

その他の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT)に係る取引)

当社は、当中間連結会計期間より当社の連結子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行(以下、これらを総称して「当社グループ内銀行」という。)の取締役(当社グループ内銀行の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員(以下、「取締役等」という。)が当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社グループ内銀行が当社に対して拠出する金銭を原資として、当社が設定する信託を通じて当社普通株式が取得され、当社グループ内銀行の取締役等に対して、当社グループ内銀行が定める役員株式給付規程に従って、当社普通株式及び当社普通株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社普通株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当中間連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額は289百万円、株式数は125千株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
出資金	176百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
破綻先債権額	4,606百万円
延滞債権額	46,578百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	317百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,607百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。



5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2018年9月30日)	
合計額	53,110百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
11,542百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
3,501百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2018年9月30日)	
担保に供している資産	
有価証券	210,186百万円
その他資産	5百万円
計	210,192百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,328百万円
債券貸借取引受入担保金	29,748百万円
借入金	103,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引及び公金事務取扱等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

当中間連結会計期間 (2018年9月30日)	
有価証券	29,567百万円
その他資産	534百万円

非連結子会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金、敷金・保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2018年9月30日)	
金融商品等差入担保金	781百万円
中央清算機関差入証拠金	3,900百万円
敷金・保証金	1,465百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
融資未実行残高	842,670百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの	787,611百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
減価償却累計額	24,421百万円

11. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
無担保転換社債型新株予約権付 社債（劣後特約付）	6,989百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
	35,647百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
株式等売却益	1,024百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
給料・手当	9,906百万円
減価償却費	1,553百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
貸倒引当金繰入額	698百万円
株式等売却損	96百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	26,167	-	-	26,167	
第一種優先株式	4,200	-	-	4,200	
合計	30,367	-	-	30,367	
自己株式					
普通株式	-	130	0	130	(注)1, 2, 3
合計	-	130	0	130	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加130千株は、株式報酬制度に係る信託による取得125千株及び単元未満株式の買取請求5千株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の減少0千株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3 当中間連結会計期間末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式125千株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

当社は、2018年4月2日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の定時株主総会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	株式会社第三銀行 普通株式	907	50.00	2018年3月31日	2018年6月20日
	株式会社第三銀行 A種優先株式	338	56.40	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年6月20日 定時株主総会	株式会社三重銀行 普通株式	437	32.50	2018年3月31日	2018年6月21日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年11月13日 取締役会	株式会社三十三 フィナンシャル グループ 普通株式	941	利益剰余金	36.00	2018年9月30日	2018年12月7日
	株式会社三十三 フィナンシャル グループ 第一種優先株式	170	利益剰余金	40.5715	2018年9月30日	2018年12月7日

(注) 2018年11月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
現金預け金勘定	262,254百万円
預け金(日銀預け金を除く)	5,812百万円
現金及び現金同等物	256,442百万円

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

## (借手側)

## (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

## (ア) 有形固定資産

主として、車両であります。

## (イ) 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

## (貸手側)

## (1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
リース料債権部分	25,297
見積残存価額部分	4,053
受取利息相当額	5,099
合計	24,250

## (2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1年以内	6,648
1年超2年以内	5,467
2年超3年以内	4,303
3年超4年以内	3,181
4年超5年以内	2,235
5年超	3,461

## 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

当中間連結会計期間(2018年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	262,254	262,254	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,000	5,047	47
その他有価証券	995,176	995,176	-
(3) 貸出金	2,674,659		
貸倒引当金(*1)	18,944		
	2,655,715	2,663,248	7,532
資産計	3,918,146	3,925,726	7,579
(1) 預金	3,494,260	3,494,355	95
(2) 譲渡性預金	79,002	79,002	-
(3) 借用金	127,158	127,065	93
負債計	3,700,420	3,700,423	2
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,610	2,610	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(305)	(305)	(0)
デリバティブ取引計	2,304	2,304	(0)

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」には、金利スワップの特例処理によるものが含まれております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付けに基づく区分ごとに、キャッシュ・フローを同様の取引を行った場合に想定される利率及び保証料率で割引くこともしくは、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことにより時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引くこともしくは、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものの(但し、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引く)を市場金利で割引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 負債

##### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の種類及び期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を基礎として用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	2,940
非上場外国証券(*1)	8
組合出資金(*3)	3,690
合計	6,640

(\*1) 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

当中間連結会計期間(2018年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	5,000	5,047	47
	外国債券	5,000	5,047	47
	その他	-	-	-
	小計	5,000	5,047	47
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,000	5,047	47

## 2. その他有価証券

当中間連結会計期間(2018年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	83,216	44,650	38,566
	債券	306,846	305,003	1,843
	国債	115,677	114,963	714
	地方債	80,666	80,239	426
	短期社債	-	-	-
	社債	110,502	109,799	702
	その他	154,483	145,559	8,924
	外国債券	82,039	79,531	2,507
	その他	72,444	66,027	6,416
	小計	544,546	495,212	49,333
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	12,220	13,548	1,327
	債券	252,379	253,265	885
	国債	125,428	125,980	551
	地方債	80,150	80,317	166
	短期社債	-	-	-
	社債	46,800	46,968	167
	その他	186,029	189,225	3,196
	外国債券	106,115	106,720	604
	その他	79,913	82,504	2,591
	小計	450,630	456,039	5,409
合計		995,176	951,252	43,924

## 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間に減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復可能性があるものと認められるもの以外について減損処理を行っております。市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、原則実質価額まで減損処理を行っております。



( 金銭の信託関係 )

1 . 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 . その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

( その他有価証券評価差額金 )

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間( 2018年 9月30日現在 )

	金額( 百万円 )
評価差額	43,929
その他有価証券	43,929
( )繰延税金負債	13,075
その他有価証券評価差額金( 持分相当額調整前 )	30,853
( )非支配株主持分相当額	99
その他有価証券評価差額金	30,754

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

当中間連結会計期間(2018年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	126,641	114,782	2,434	2,434
	受取変動・支払固定	130,406	118,358	89	89
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	50	-	0	0
	買建	50	-	0	0
その他	-	-	-	-	
合計				2,524	2,524

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

当中間連結会計期間(2018年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	277,051	275,957	970	970
	為替予約				
	売建	46,144	-	890	890
	買建	1,581	-	14	14
	通貨オプション				
	売建	980	-	10	3
	買建	421	-	1	1
	その他	-	-	-	-
合計				85	96

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

## (4) 債券関連取引

該当事項はありません。

## (5) 商品関連取引

該当事項はありません。

## (6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

当中間連結会計期間(2018年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		17,132	9,132	305
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		80	-	0
	合計				305

(注) 1 主として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

## 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値もしくは、取引先金融機関から提示された価格によっております。

## (2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

## (3) 株式関連取引

該当事項はありません。

## (4) 債券関連取引

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

当社は2018年4月2日に株式会社三重銀行(以下、「三重銀行」という。)と株式会社第三銀行(以下、「第三銀行」という。)の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、三重銀行を取得企業、第三銀行を被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

第三銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

両行は、三重県に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで、地域の皆様の厚いご愛顧の下、確固たる営業基盤と安定的な収益基盤を構築してまいりました。しかし、近年、人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、FinTech等の技術革新を通じた異業種からの金融分野への進出による新たな金融競争の発生、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められているものと認識しております。

こうした環境変化の中、両行は、地域金融機関として地域経済の発展・成長に向けて持続的に貢献していくためには、三重県、愛知県及び近接地域におけるプレゼンスをこれまで以上に発揮できる強固な経営基盤を確立し、将来を見据えた新たなビジネスモデルを確立していく必要があると判断しました。両行は、2017年2月28日に両行間で締結した基本合意書に基づき、2018年4月2日を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、協議・検討を進めてまいりましたが、2017年9月15日、両行が「対等の精神」において経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(3) 企業結合日

2018年4月2日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社三十三フィナンシャルグループ(以下、「三十三フィナンシャルグループ」という。)

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素に基づいております。

2. 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年4月1日から2018年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した三十三フィナンシャルグループの普通株式	30,240百万円
	企業結合日に交付した三十三フィナンシャルグループの第一種優先株式	30,000百万円
取得原価		60,240百万円

#### 4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数

##### (1) 株式の種類別の移転比率

三重銀行の普通株式 1 株に対し、三十三フィナンシャルグループの普通株式 1 株  
第三銀行の普通株式 1 株に対し、三十三フィナンシャルグループの普通株式0.7株  
第三銀行の A 種優先株式 1 株に対し、三十三フィナンシャルグループの第一種優先株式0.7株

##### (2) 算定方法

三重銀行は S M B C 日興証券株式会社を、第三銀行はみずほ証券株式会社を、第三者算定機関としてそれぞれ選定しております。

これらの第三者算定機関による算定・分析結果を踏まえて、両行間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、株式移転比率を決定し、合意いたしました。

##### (3) 交付株式数

普通株式： 26,167,585株  
第一種優先株式： 4,200,000株

#### 5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 275百万円

#### 6. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

##### (1) 負ののれん発生益の金額

46,361百万円

##### (2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

#### 7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

##### (1) 資産の額

資産合計	2,034,893百万円
うち貸出金	1,273,240百万円
うち有価証券	568,744百万円
うち貸倒引当金	8,870百万円

##### (2) 負債の額

負債合計	1,923,592百万円
うち預金	1,805,951百万円

##### (資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

##### (賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中核に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、当社グループは、連結会社の事業の内容によるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・保険の窓販、社債の受託及び登録業務等を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されております事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の取引は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	28,645	6,366	35,011	933	35,944	1,787	34,156
セグメント間の内部経常収益	492	226	718	2,414	3,133	3,133	-
計	29,137	6,592	35,729	3,348	39,077	4,920	34,156
セグメント利益	6,398	156	6,555	1,408	7,964	2,978	4,985
セグメント資産	4,013,300	39,505	4,052,805	184,505	4,237,310	196,279	4,041,031
セグメント負債	3,769,816	34,873	3,804,690	18,591	3,823,281	29,263	3,794,018
その他の項目							
減価償却費	1,460	220	1,681	17	1,698	75	1,623
資金運用収益	20,270	7	20,278	1,165	21,443	2,902	18,540
資金調達費用	731	85	816	5	822	38	784
貸倒引当金繰入額	470	33	504	215	720	22	698
株式等償却	47	-	47	-	47	47	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,176	140	1,316	39	1,355	11	1,344

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、信用保証業を含んでおります。

3 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 1,787百万円は、パーチェス法に伴う経常収益調整額であります。

(2) セグメント利益の調整額 2,978百万円は、パーチェス法に伴う利益調整額 1,593百万円及びセグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント資産の調整額 196,279百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) セグメント負債の調整額 29,263百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(5) 資金運用収益の調整額 2,902百万円は、パーチェス法に伴う資金運用収益調整額 1,402百万円及びセグメント間取引消去等であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	15,484	5,131	6,359	7,181	34,156

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

銀行業等のセグメントにおいて、2018年4月2日付で株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の経営統合を行ったことにより、負ののれん発生益を計上しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、46,361百万円であります。

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		当中間連結会計期間 ( 2018年 9月30日 )
1株当たり純資産額	円	8,133.78
( 算定上の基礎 )		
純資産の部の合計額	百万円	247,012
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	35,229
( うち優先株式 )	百万円	30,000
( うち中間優先配当額 )	百万円	170
( うち非支配株主持分 )	百万円	5,059
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	211,783
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	千株	26,037

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		当中間連結会計期間 ( 自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日 )
(1) 1株当たり中間純利益	円	1,902.10
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	49,916
普通株主に帰属しない金額	百万円	170
うち中間優先配当額	百万円	170
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	49,745
普通株式の期中平均株式数	千株	26,152
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益		
( 算定上の基礎 )		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	170
うち中間優先配当額	百万円	170
普通株式増加数	千株	16,078
うち優先株式	千株	13,702
うち新株予約権付社債	千株	2,375
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		-

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定において、控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は125千株であります。また、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は10千株であります。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。



## 3【中間財務諸表】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間会計期間 (2018年9月30日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	8,060
未収還付法人税等	198
その他	0
流動資産合計	8,259
固定資産	
無形固定資産	
商標権	4
無形固定資産合計	4
投資その他の資産	
関係会社株式	158,903
繰延税金資産	15
投資その他の資産合計	158,918
固定資産合計	158,922
資産の部合計	167,182
<b>負債の部</b>	
流動負債	
1年内償還予定の新株予約権付社債	6,989
未払金	35
未払費用	38
未払法人税等	22
賞与引当金	25
その他	26
流動負債合計	7,137
固定負債	
長期預り金	351
固定負債合計	351
負債の部合計	7,488
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	
資本準備金	2,500
その他資本剰余金	146,363
資本剰余金合計	148,863
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,131
利益剰余金合計	1,131
自己株式	301
株主資本合計	159,693
純資産の部合計	159,693
負債及び純資産の部合計	167,182

## (2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 2018年4月2日 至 2018年9月30日)
営業収益	
関係会社受取配当金	1,112
関係会社受入手数料	468
営業収益合計	1,580
営業費用	
販売費及び一般管理費	392
営業費用合計	392
営業利益	1,188
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
創立費	35
上場関連費用	8
その他	0
営業外費用合計	43
経常利益	1,145
税引前中間純利益	1,145
法人税、住民税及び事業税	29
法人税等調整額	15
法人税等合計	13
中間純利益	1,131

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2018年4月2日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額									
株式移転による増加	10,000	2,500	146,363	148,863				158,863	158,863
中間純利益					1,131	1,131		1,131	1,131
自己株式の取得							301	301	301
自己株式の処分			0	0			0	0	0
当中間期変動額合計	10,000	2,500	146,363	148,863	1,131	1,131	301	159,693	159,693
当中間期末残高	10,000	2,500	146,363	148,863	1,131	1,131	301	159,693	159,693

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関係会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT)に係る取引)

中間連結財務諸表の注記事項(追加情報)における記載事項と同一であるため、記載を省略しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2018年4月2日 至 2018年9月30日)
無形固定資産	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額  
(単位:百万円)

	当中間会計期間 (2018年9月30日)
子会社株式	158,903
関連会社株式	-
合計	158,903

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

中間連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載事項と同一であるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【その他】

##### 中間配当

2018年11月13日開催の取締役会において、第1期の中間配当につき次のとおり決議致しました。

##### (1) 普通株式

中間配当金の総額	941百万円
1株当たり中間配当金	36円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2018年12月7日

##### (2) 第一種優先株式

中間配当金の総額	170百万円
1株当たり中間配当金	40円57銭1厘5毛
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2018年12月7日

(注) 2018年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2018年11月26日

株式会社三十三フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 哲 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 ヶ 谷 正

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三十三フィナンシャルグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三十三フィナンシャルグループ及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2018年11月26日

株式会社三十三フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 哲 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 ヶ 谷 正

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三十三フィナンシャルグループの2018年4月2日から2019年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間(2018年4月2日から2018年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三十三フィナンシャルグループの2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年4月2日から2018年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。